

旭川市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表 (案)

(令和 6 年 5 月 日改正)

改 正 (新)	現 行 (旧)
第 1 条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）を含む地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。 （１）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び<u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項 （４）<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 （５）<u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項 第 1 0 条（２） 事務局は、旭川市地域振興部<u>交通空港課</u>に置く。 第 1 1 条 2 前項の規定にかかわらず、<u>交通計画</u>の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。	第 1 条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）を含む地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。 第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。 （１）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び<u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関する事項 （４）<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項 （５）<u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項 第 1 0 条（２） 事務局は、旭川市地域振興部<u>都市計画課</u>に置く。 第 1 1 条 2 前項の規定にかかわらず、<u>網形成計画</u>の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月 日から施行する。

附則

【追加】